

# 学会等への労務提供

学会等に対する労務提供は、学会長等が所属する医療機関等を通じて要請されることが多く、それに応じた場合には当該医療機関等に製薬企業が不当な取引誘引手段として労務を提供したとの誤解が生じるおそれがあります。

また、労務提供の内容が学会の運営に大きく関わるような場合は責任を取りかねます。

したがって、当業界が学会等の労務提供の要請にお応えする場合は、公平で軽微なものにとどめています。

基本的には下記の範囲としていますので、ご注意ください。

- ① 労務提供する場合は、複数社で対応する
- ② 人数は、1社、1日当たり1～2名を目安とする
- ③ 労務の内容は、学会会場における手伝い程度の簡易な作業とする  
(OA 機器類の操作、金銭を扱う業務は簡易な作業にあたりません)
- ④ 労務提供に代わる金銭提供は行わない

なお、労務提供にあたっては「労務提供依頼書」のご提供をいただき、上記の点を確認させていただきます。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL : 03-3669-5357 (代表) FAX : 03-3669-3839

URL : <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成22年8月作成